令和８年（フ）第７２号
福岡県嘉麻市山野2279番地２
債務者　清水　　聡
１　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　明石美紗子
４　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第２２３６号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字豊浦１番地の４
債務者　山下　美惠
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　陽介
４　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時10分
６　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２９号
茨城県取手市ゆめみ野五丁目５番地１　Ｌａｍｅｒ　Ｋｏｕ　203号室
債務者　阿部　亮太
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　みずき
４　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時10分
６　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第３０６７号
大阪府八尾市西木の本４丁目１番地の１　市営大正住宅701号
債務者　秋山和也こと　ＣＨＥＯＮＧ　ＨＷＡＹＡ　丁　　和也
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀部　尋明
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７２号
宮崎市東宮１丁目102番地１
債務者　外山　真直
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　孝志
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１９号
宮崎市大塚町水流5188番地２　コアマンション大塚Ⅱ504号
債務者　後藤　京子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚本　祥雄
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６０号
宮崎県延岡市大貫町３丁目945番地　県営住宅56－101－43、前住所宮崎県日向市大字財光寺1153番地５
債務者　柳田　浩幸
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成合　陶平
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１６２号
宮崎県日向市大字財光寺154番地１　ソレイユ友Ｂ棟102号、前住所宮崎県日向市大字財光寺1070番地１　フリーダムコーポ207号
債務者　矢高　健吾
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　風間　久育
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４４４７号
大阪市東住吉区湯里４丁目18番３号　湯里ハイツＢ棟　202号
債務者　辻本　竹志
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　貴之
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９０６号
大阪市東淀川区大桐２丁目19番６号　シャトー大塚　401号
債務者　大上　貴之
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場光太郎
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９６７号
大阪府池田市宇保町12番18号　岡田　方
債務者　上野美智雄
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺﨑瑛里子
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１３８号
茨城県稲敷市沼田2650番地45
債務者　大野　　尊
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第４６３号
愛知県高浜市八幡町三丁目１番地５　県営吉浜住宅　６棟303号、旧住所愛知県知立市東上重原６丁目27番地　グランシェール102号
債務者　長坂　麻結（旧姓　渡辺）
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５５２号
愛知県刈谷市元町３丁目63番地
債務者　千賀　初美
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
宮崎県小林市水流迫43番地
債務者　福岡　政行
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１３０号
宮崎県都城市南横市町4178番地７
債務者　吉田　幸恵
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１４０８号
東京都武蔵村山市大南３丁目４番地の26
債務者　齋藤　太延
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部